

ウクライナ戦争関連規制の内容再整理（貨物篇）

米満 啓

12月20日付けで、禁輸制裁の対象がロシア・ベラルーシ・「2つの自称人民共和国」以外にも拡大されることが公布されました。そこで久しぶりに輸出令2条の条文を見ましたが、条文独特の言い回しもあって、全然頭に入りません。自分の為にも整理しておかねば、ということでメモを残すことにしました。

1. まずは規制品目リスト（輸出令）別表第2の3の構成

一号	；いわゆるリスト規制品目（「別表第1」の1～15項品）・・・2022年3月当初から
一号の二	；ウクライナ戦争関係で追加された化学生物兵器関連資材・・・2022年10月施行
二号	；欧米の規制に合せたデュアルユース品。細目は(1)～(85)までである。 (1)～(32)は2022年3月当初にリストアップされたもの (33)～(45)は2022年5月に追加 (46)～(85)は2023年1月に追加
二号の二	；2022年6月に追加されたもので、規制の詳細はHSコードによる
三号	；奢侈品 2022年3月29日に追加

2. 輸出令各号の読解

2条1項一号の三・・・ベラルーシ規制・・・の対象品目

(A)別表第二の三（第一号の二、第二号（32）から（85）まで、第二号の二及び第三号を除く。）に掲げる貨物（(B)別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三五の四まで、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）

- ・下線部（A）は、別表第2の3のうち、「一号貨物」＋「二号（1）～(31)貨物」を規制、の意味。
- ・下線部（B）は、上記（A）の中に、《別表第2》の幾つかの細目品が含まれている場合は、重複規制を避けるため、一号の三ではなく一号で規制することを意味します。

2条1項 一号の四・・・ロシア規制・・・の対象品目

(C)別表第二の三に掲げる貨物（(D)別表第二の一、二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）のロシアを仕向地とする輸出

- ・下線部（C）は、ベラルーシ向けと違って別表第2の3の全品目を規制することを意味。
- ・下線部（D）は上記（B）と同内容。重複規制を避けるため、一号の四の対象から外したのもの。

2条1項 一号の五・ドネツク・ルハンスク「人民共和国」規制の对象品目

ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。(E) 第四条第二項第二号へにおいて同じ。）を仕向地とする (F) 貨物（(G) 別表第二（三四の項を除く。）中欄に掲げる貨物を除く。）の輸出

- ・要するに「自称人民共和国」向けは、既に別表第2で当該地域向けで規制しているもの・下線部(G)を除き、全貨物・下線部 (F) ・を規制ということです。
- ・なお別表第2の34項を「除外対象から除く」（規制対象に残す）理由は、これが元々米国向け限定の項番（冷凍貝類）であり、「既に別表第2で当該地域向けで規制」には当たらないため。
- ・また下線部 (F) の「4条2項二号へ」云々の意味は次の通り。
4条2項一号は別表第2該当品の承認不要特例ですが、それが使えないケースを述べているのが4条2項二号。そのうち「細目へ」は「別表第5第二号の特例規定がウクライナ向けでは適用不可」と定めています。でもウクライナの中で問題あるのは一部の地域だけですよね。そこで「ここで言う（特例適用不可の）ウクライナとは、自称人民共和国のこと」と断り書きしているわけです。

2条1項 一号の六・ベラルーシの特定相手向け規制の对象品目

ベラルーシを仕向地とする (H) 貨物（(i) 別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三（第一号の二、第二号（32）から（85）まで、第二号の二及び第三号を除く。）に掲げる貨物を除く。）の輸出（(J) 経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）

- ・要約するとベラルーシの問題児・下線部 (J) の告示で指定された者・向けは、既に別表第2や別表第2の3において当該地域向けで規制しているもの・下線部(i)を除き、全貨物・下線部 (H) ・を規制ということです。
- ・既に別途規制しているものとして下線部 (i) が挙げている内容を見ると
別表第2（但し34項品は元々ベラルーシ向けを規制していないので除く⇒今回の規制対象）
別表第2の3（但し同表一号の二、二号(32)～(85)、二号の二、三号の品目は
2条1項一号の三の規制に含めておらず⇒今回の規制対象）

2条1項 一号の七・ロシアの特定相手向け規制の对象品目

ロシアを仕向地とする (K) 貨物（(L) 別表第二（三四の項を除く。）中欄及び別表第二の三に掲げる貨物を除く。）の輸出（(M) 経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）

- ・ロシアの問題児・下線部 (M) の告示で指定された者・向けは、既に別表第2や別表第2の3において当該地域向けで規制しているもの・下線部(L)を除き、全貨物・下線部 (K) ・を規制ということです。

今回新設の 2条1項 一号の八・別表第2の4地域の特定相手向け規制の対象品目

(N) 別表第二の三 (第三号を除く。) に掲げる貨物 (O) 別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。 の別表第二の四に掲げる地域を仕向地とする輸出 (P) 経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。

- ・別表第2の4地域における問題児・下線部 (P) の告示で指定された者・向けは、既に別表第2において当該地域向けで規制しているもの・下線部 (O) を除き、全貨物・下線部 (N) ・を規制ということです。
- ・別表第2の4地域とは、UAE、アルメニア、シリア、ウズベキスタン の4か国。

3. 地域と品目で整理

■ は相手を問わず要輸出承認、 ■ は告示で指定の問題児向けの場合に要輸出承認

別表第2の3の一号品 (国際レジーム対象品 =別1リスト規制品) ※ もちろん要輸出許可だが 輸出承認も要するかを図に示した	2条1項 一号の八	2条1項 一号の五	承認不要 但し 要許可	2条1項 一号の四	2条1項 一号の三
別表第2の3の一号の二品 (別1リスト非該当の 化学・生物兵器関連物資)			規制外		
別表第2の3の二号(1)~(31)品 (別1リスト非該当だがロシアの 軍事能力強化に資する汎用品)					
別表第2の3の二号(32)品 (石油精製用装置)					
別表第2の3の二号(33)~(85)品 (別1リスト非該当だがロシアの 軍事能力強化に資する汎用品)					
別表第2の3 二号の二品 (ロシア産業基盤に資する物資)					
別表第2の3 三号品 (ロシア向け奢侈品)	規制外				
その他すべての品目				2条1項 一号の七	規制外
	別表2の4地域 (UAE, アルメニア シリア, ウズベク)	ウクライナ東部 告示指定地域 (自称人民共和国)	ウクライナの クリミア半島	ロシア	ベラルーシ



「クリミアはロシア領」という考え方もあり、あるいはそれが一連の制裁でクリミアが言及されていない理由かもしれません。(外務省地図ではウクライナ領と描いているが)